

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

**告 示**

- 鳥獣保護区の存続期間を更新する件二件 六〇五
- 特別保護地区を指定する件 六〇六
- 特定猟具使用禁止区域を指定する件四件 六〇八
- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 六一
- 生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件 六二
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 六三
- 生活保護法により指定を受けた施術者が事業を廃止した旨届出があった件 六三
- 廃川敷地等が生じた件 六三
- 土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した件 六三

**公 告**

- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件三件 六三
- 福島県教育委員会 六三
- 博物館法第十三条第二項による変更登録をした件 六三
- 福島県教育委員会教育長 六四
- 公金の収納の事務を委託した件 六四

### 福島県告示第七百十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、令和二年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規

## 告 示

定により、次のとおり告示する。  
令和二年十月三十日

福島県知事 内堀雅雄

### 一 名称及び区域

名 称	区 域
白河中央鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（白河市）
飯豊鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（喜多方市、耶麻郡西会津町）
七ヶ岳鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（南会津郡南会津町）
只見鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（南会津郡只見町）
赤木鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（双葉郡富岡町）
夏井川鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（いわき市）
目兼鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（いわき市）

### 二 存続期間

令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

### 三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

#### 1 白河中央鳥獣保護区

##### (一) 鳥獣保護区の指定区分

##### (二) 身近な鳥獣生息地の保護区

##### (三) 鳥獣保護区の指定目的

白河中央鳥獣保護区は、白河市のほぼ中央部に位置し、東北新幹線、東北本線、主要国道のほか市道が通る市の中心部であり、国指定史跡南湖県立自然公園を取り囲む形で宅地と共存している。南湖公園を中心とした森林にはトビ、タカ科の希少な鳥類など多様な鳥類が生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

### (三) 管理方針

当該地域は、東北新幹線、東北本線のほか、国道四号線、同二百八十九号線、同二百九十四号線、その他主要道路に取り囲まれる形で南湖県立自然公園が存している。南湖公園周辺には、貴重な山野、野鳥の飛来が見られ、多様な鳥獣の生

息地となっていることから、鳥獣保護員や市職員の巡回により環境を保持し、鳥獣への悪影響となる環境の変化に留意し、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

2 飯豊鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

飯豊鳥獣保護区は、山形県及び新潟県との県境に位置する山岳地帯で、人間の生活圏から離れており、ニホンカモシカやツキノワグマなどの大型獣類やイヌワシ、クマタカなど希少猛禽類といった鳥獣の生息に適した環境が維持されている。山形県及び新潟県の隣接地区も鳥獣保護区に指定されており、また、林野庁でも当該地区の国有林を飯豊山周辺森林生態系保護地域に指定している。このため、当該区域は、鳥獣の生息のために重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定する。

(三) 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静ひつな鳥獣の生息環境の保全を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい悪影響を及ぼすことのないように留意する。

3 七ヶ岳鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域はブナ、シラカバ等の落葉広葉樹が多く、変化に富む地域であり、ツキノワグマやニホンカモシカをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の生息環境の保全保護繁殖を図る。

(三) 管理方針

鳥獣保護区の指定にあつては、野生鳥獣が生息系の重要な構成要素であり自然環境の一部として県民の生活に不可欠なものであるとの観点から、生物多様性の確保を図るため、生息環境の保全に努める一方で、野生鳥獣による農業被害も拡大していることから、利害関係者との調整を図りながら区域を指定する。

4 只見鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

大規模生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、亜寒帯林などこの地域を代表する森林植生が含まれる地域であり、イヌワシやツキノワグマなど行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、地域の生物多様性の拠点の確保にも資する。

(三) 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静ひつな環境の保持を図り、鳥獣の安定

的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

5 赤木鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、多種多様な鳥獣が生息しており、各種開発による野生鳥獣の生息地域が減少していく状況において、当該区域は貴重な地域である。また、当保護区の森林保全は、県及び町により実施されているが、松食い虫等による被害は軽視できないものとなっており、鳥獣が食すことによる害虫の自然減を図るためにも、鳥獣生息地として保護を行う必要がある。さらに保護区内には、大倉山への登山道があり、町では「小鳥のさえずる森」として観光PRをしている。

このため、当該区域に生息する鳥獣の保護を図り、生態系の保全や鳥獣の観察等の場として環境整備に資するよう、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定する。

(三) 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静ひつな環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

6 夏井川鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

夏井川鳥獣保護区は、いわき市北西部の夏井川流域に位置しており、区域内は夏井川県立自然公園に指定されている。渓谷と変化に富む森林景観、野鳥の観察など手軽に親しめる場所として、いわき市民をはじめ県民に広く親しまれている。

鳥獣保護区内の森林は、アカマツや広葉樹の混交林にモミが点在している。一部渓谷沿いには低灌木が分布しており、鳥獣の生息や営巣に適している箇所が多い。このように林相が多様で鳥獣の生息環境が良好であることから、鳥獣の種類が豊富な地域である。また、保護区内ではオオタカの飛翔も観察されており、併せてその保護増殖を図る。

(三) 管理方針

アカマツ広葉樹の森林、ツツジ等の低灌木等の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

7 目兼鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

鳥獣保護区は、いわき市南部、阿武隈高地南東側で茨城県に隣接している。いわき市川部町の国道二百八十九号線から南に向かって三キロメートルの蛭田川

渓谷沿いに位置し、勿来県立自然公園と隣接している。周辺には、スギ、アカマツのほか樹齢三十年から八十年の天然広葉樹林とスギの壮齡林で構成されており、ガマズミ、オアキ、イヌサンショウなど食餌植物も豊富で、コジュケイ、アカハラなどの鳥類やイタチ、テンなど小型獣類をはじめ多様な鳥獣が生息している。このため、当該区域は、鳥獣の生息のために重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(三) 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静ひつな環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局)に備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

福島県告示第七百十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定め、令和二年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十月三十日

一 名称及び区域

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	区 域
小野新町鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(田村郡小野町)
舘山鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(田村市)
丈六鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(双葉郡浪江町)

二 存続期間

令和二年十一月一日から令和二十二年十月三十一日まで

三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

1 小野新町鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

(二) 身近な鳥獣生息地の保護区  
鳥獣保護区の指定目的

当該保護区は、町中央部に位置し、二十七行政区あるうちの九行政区で構成されている。区域内はスギ、アカマツ等の広葉樹及びクヌギやクリ等の針葉樹が生えており、夏井川沿いには多く桜の木が植えられている。

このため、野生鳥獣の生息環境として非常に良好であることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

(三) 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静ひつな環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

2 舘山鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分  
身近な鳥獣生息地の保護区

当該地域は、田村市常葉町の中央部に位置し、国道二百八十八号線沿いの市街地に近接した舘公園を中心とした丘陵地帯であり、市民の憩いの場所となっている。また、スギやヒノキ等の人工林と自然林(マツ、ナラ、クヌギ)が混在し、野生鳥獣の生息環境として非常に良好であることから、鳥獣保護区に指定し、住民がより身近に親しく鳥獣に接することができるよう鳥獣の保護誘致を目的として鳥獣の保護を図る。

(三) 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静ひつな環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、教育環境、学習の場として活用を図る。

3 丈六鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分  
身近な鳥獣生息地の保護区

当該保護区内の丈六公園は、緑豊かな公共施設となっており、多くの野鳥が生息している。また、保護区中央部に位置する丈六溜池には冬になると多くの渡り鳥が飛来し町民が野鳥に親しむ憩いの場となっている。

このため、当該地域に生息する豊富な鳥獣の保護を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい支障を及ぼすことのないよう、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定する。

(三) 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局)に備え置いて縦覧に供する。)

民環境課、いわき地方振興局にあつては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

福島県告示第七百十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。

令和二年十月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 名称及び区域

名 称	区 域
只見鳥獣保護区特別保護地区	別紙区域図のとおり（南会津郡只見町）
夏井川鳥獣保護区特別保護地区	別紙区域図のとおり（いわき市）

二 存続期間

令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

三 当該特別保護地区の保護に関する指針

1 只見鳥獣保護区特別保護地区

(一) 特別保護地区の指定区分

大規模生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

只見鳥獣保護区は、只見町の西部に位置し、標高千五百メートル級の山間地に位置し、大部分が越後三山只見国定公園に指定されている。中央を北流する只見川をせき止めた田子倉湖は、水鳥の生息地となっており、周辺には、ナナカマドなど食餌植物も豊富にあり、多様な鳥獣の生息地となっている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、村杉岳、高倉山、会津朝日岳、丸山岳に囲まれた区域、只見川西側から毛猛山の新潟県境、浅草岳南側の区域の三箇所については、傾斜地が多いため人為が加わることが少なく、鳥獣の育成に適した環境が維持されており、多様な鳥獣が生息するための中核的な区域となっている。

このため、当該区域は、只見鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(三) 管理方針

多様な森林植生が混在する一帯などの鳥獣の生息環境を適切に保持し、鳥獣の

2 生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

夏井川鳥獣保護区特別保護地区

(一) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

夏井川鳥獣保護区は、いわき市北西部の夏井川流域に位置しており、区域内は夏井川県立自然公園に指定されている。渓谷と変化に富む森林景観、野鳥の観察など手軽に楽しめる場所として、いわき市民をはじめ県民に広く親しまれている。

鳥獣保護区内の森林は、アカマツや広葉樹の混交林にモミが点在している。一部渓谷沿いには低灌木が分布しており、鳥獣の生息や営巣に適している箇所が多い。このように林相が多様で鳥獣の生息環境が良好であることから、鳥獣の種類が豊富な地域である。また、保護区内ではオオタカの飛翔も観察されている。

鳥獣保護区設定区域のうち夏井川に面している区域は、渓谷を中心とした地形であり、これをアカマツ、広葉樹林が谷を覆っている。アカマツ、広葉樹の森林のうち、渓谷により森林土壌の薄い部分は、ツツジ等の低灌木層が良く発達しているが、小型鳥類の営巣に適している場所であり、鳥獣の保護繁殖にとって特に重要な地域となっている。

このため、この地区を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護区に再び指定し、生息する鳥獣及び生息地の保護を図ることが必要である。

(三) 管理方針

アカマツ広葉樹の森林、ツツジ等の低灌木等の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

（「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあつては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

福島県告示第七百十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和二年十月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

二 名称及び区域

名 称	区 域

上手岡特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡富岡町）
上本町特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡富岡町）
清水特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡富岡町）
毛萱特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡富岡町）
大倉山森林公園特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡富岡町）

三 存続期間

令和二年十一月一日から令和七年十月三十一日まで

（「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあつては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

福島県告示第七百十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和二年十月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

二 名称及び区域

名 称	区 域	城
福島田沢特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（福島市）	
阿武隈川桑折伊達保原	別紙区域図のとおり（伊達市及び伊達郡桑折町）	

特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（伊達郡国見町及び伊達市）
国見町徳江特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（郡山市）
逢瀬特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（郡山市）
あぶくま台特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（郡山市）
白河城山特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（白河市）
南湖特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（白河市）
小松八幡特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（白河市）
金山東梁森特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（白河市）
滑津・松崎特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（西白河郡中島村）
矢吹東部特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（西白河郡矢吹町）
小田川特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（東白川郡矢祭町）
水口特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（東白川郡鮫川村）
館山特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（東白川郡鮫川村）
渡瀬特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（東白川郡鮫川村）

区域	鹿角平特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（東白川郡鮫川村）
区域	神指特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（会津若松市）
禁止区域	古四王山特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（喜多方市）
区域	宮川特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（大沼郡会津美里町及び会津若松市）
塔のへつり特定猟具使用禁止区域		別紙区域図のとおり（南会津郡下郷町）
高畑山特定猟具使用禁止区域		別紙区域図のとおり（南会津郡南会津町）
只見ダム湖特定猟具使用禁止区域		別紙区域図のとおり（南会津郡只見町）
大磯特定猟具使用禁止区域		別紙区域図のとおり（南相馬市）
原町特定猟具使用禁止区域		別紙区域図のとおり（南相馬市）
雫下特定猟具使用禁止区域		別紙区域図のとおり（南相馬市）
鹿島特定猟具使用禁止区域		別紙区域図のとおり（南相馬市）
苧野特定猟具使用禁止区域		別紙区域図のとおり（双葉郡浪江町）
中川原特定猟具使用禁止区域		別紙区域図のとおり（双葉郡浪江町）

止区域		
区域	棚塩特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡浪江町）
区域	高瀬特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡浪江町）
区域	葛尾特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡葛尾村）
区域	八菱特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（いわき市）
止区域	新舞子特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（いわき市）
止区域	小名浜大原特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（いわき市）

三 存続期間

令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

（「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

福島県告示第七百十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和二年十月三十日

- 一 使用を禁止する特定猟具の種類  
銃器  
福島県知事 内 堀 雅 雄
- 二 名称及び区域

名	称	区	域
---	---	---	---

<p>名 称 区 域</p> <p>一 使用を禁止する特定猟具の種類 銃器</p> <p>二 名称及び区域</p>	夫沢細谷特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡大熊町及び双葉郡双葉町）
	大熊中央台特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡大熊町）
	坂下ダム特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡大熊町及び双葉郡富岡町）
	越田特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡双葉町）
	深谷特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡双葉町）
	下条細谷特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡双葉町）
清戸迫特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡双葉町）	
<p>三 存続期間</p> <p>令和二年十一月一日から令和三年十月三十一日まで</p> <p>（「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあつては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>（自然保護課）</p>	<p>福島県告示第七百十九号</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。</p> <p>令和二年十月三十日</p> <p>福島県知事 内 堀 雅 雄</p>	

<p>名 称 所 在 地 指 定 年 月 日</p>	鏡石町特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（岩瀬郡鏡石町）	
	<p>三 存続期間</p> <p>令和二年十一月一日から令和四年十月三十一日まで</p> <p>（「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあつては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>（自然保護課）</p>		
	<p>福島県告示第七百二十号</p> <p>生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。</p> <p>令和二年十月三十日</p> <p>福島県知事 内 堀 雅 雄</p>		
	チェリー調剤薬局	須賀川市西山寺町二二九	令和二年八月一日
	にしごうキッズクリニック	西白河郡西郷村大字熊倉字折口原四三一九	令和二年九月一日
ウイン調剤薬局西郷店	西白河郡西郷村大字熊倉字折口原四三二八	同 日	
フジ薬局矢吹店	西白河郡矢吹町八幡町二七二	令和二年八月一日	
ウエルシア薬局東白川棚倉店	東白川郡棚倉町大字流字餅田一六一	令和二年一月一日	
<p>（社会福祉課）</p>			

福島県告示第七百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。

令和二年十月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	
	変 更 前	変 更 後
竹田訪問看護ステーション	会津若松市本町一一一	会津若松市本町二一六〇

（社会福祉課）

福島県告示第七百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和二年十月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
チェリー調剤薬局	須賀川市西山寺町二二九	令和二年七月三十一日
ウイン調剤矢吹薬局	西白河郡矢吹町八幡町二七二	同日
有限会社春陽堂薬局	双葉郡浪江町大字権現堂字新町七八一	令和元年十二月一日
春陽堂薬局駅前店	双葉郡浪江町大字権現堂字下柳町四一	同日

遠藤内科医院

三 日

相馬郡新地町小川字清水小路八一五

令和二年一月一日

（社会福祉課）

福島県告示第七百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。

令和二年十月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	休止年月日
訪問看護ステーションゆうゆう	南相馬市原町区西町一丁目五〇	医療法人伸裕会	南相馬市原町区本町一丁目一四一番地	令和二年四月一日

（社会福祉課）

福島県告示第七百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の施術者から当該施術者の事業を廃止した旨届出があった。

令和二年十月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

氏 名	住 所	施術所名	施術所の所在地	廃止年月日
鈴木 比呂	岩瀬郡鏡石町境四一五	鈴木接骨院	岩瀬郡鏡石町境四一五	令和二年七月二六日



福島県告示第七百二十五号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。  
その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県いわき建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十月三十日

福島県知事 内堀雅雄

（社会福祉課）

- 一 河川の名称 二級河川夏井川水系宮川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 令和二年十月三十日
- 三 廃川敷地等の位置 いわき市内郷内町字堤田三番一
- 四 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 百三十・三五平方メートル

（河川計画課）

福島県告示第七百二十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三十九条第一項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和二年十月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 土地区画整理組合の名称 伊達市高子駅北地区土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地 福島県伊達市保原町上保原字大地内四十四番地
- 三 設立認可の年月日 平成二十九年十一月二十八日
- 四 変更認可の年月日 令和二年十月三十日
- 五 変更の内容 事業施行期間

変更前 平成三十年七月十三日から平成三十四年三月三十一日まで  
変更後 平成三十年七月十三日から令和五年三月三十一日まで

（まちづくり推進課）

公 告

公告第二百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、双葉町から双葉都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第二百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、双葉町から双葉都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第二百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、双葉町から双葉都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第六号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十三条第二項の規定により、次のとおり博物館の登録事項の変更登録をした。

令和二年十月三十日

福島県教育委員会

福島県教育委員会教育長

(社会教育課)

諸橋近代美術館		博物館の名称	異動事項	内容	変更年月日
設置者の住所	設置者の名称	新	旧		
郡山市朝日三丁目六一〇	公益財団法人諸橋近代美術館				平成二四年四月一日
郡山市虎丸町六一一六	財団法人諸橋近代美術館				平成一八年四月一〇日

福島県教育委員会教育長告示第五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を令和二年十月二日次のとおり委託した。

令和二年十月三十日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

一 委託した事務の範囲及び内容

福島県立福島明成高等学校、福島県立岩瀬農業高等学校、福島県立耶麻農業高等学校、福島県立いわき海星高等学校、福島県立磐城農業高等学校、福島県立ふたば未来学園高等学校及び福島県立相馬農業高等学校における農産物等販売代金収納の事務

二 受託者の名称及び所在地

1 名称 福島県高等学校教育研究会農業部会  
2 所在地 福島県福島市永井川字北原田一番地

三 収納の事務を委託する期間

令和二年十一月二日から令和三年一月三十一日まで

(財務課)